

長野県工業技術総合センター外部評価委員会設置要綱

(設 置)

第1条 工業技術総合センター（以下「センター」という。）が、外部から評価を受けることにより、より効率的・効果的に事業を推進できるようにするため、センターに外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 委員会はセンターの使命、使命達成のための各技術部門の任務、任務達成のための方法・手段・具体的業務、業務実績等を評価するものとする。

(実 施)

第3条 委員会の実施方法は、別に定める「長野県工業技術総合センター外部評価委員会実施要領」によるものとする。

(組 織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる機関等から、公正な立場で評価できる者をセンター所長が選任する。また、委員構成は産業振興に係る委員及び技術分野の専門委員とする。

(1) 学術機関

(2) 企業

(3) 工業振興団体

(4) その他必要と認められた者

2 委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長をおく。

3 委員長は、委員会を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(会 議)

第6条 委員会はセンター所長が招集する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、センター所長が定める。

(付 則)

この要綱は、平成17年8月10日から適用する。

(付 則)

この要綱は、平成21年7月1日から適用する。

長野県工業技術総合センター外部評価委員会実施要領

第1 目的

この要領は、工業技術総合センター（以下「センター」という。）が実施する外部評価に必要な事項を定め、より効果的な評価の実施を図ることを目的とする。

第2 評価の対象と方法

(1) 評価の対象

外部評価委員会設置要綱第2条に定める、センターの使命、使命達成のための任務、任務達成のための方法・手段・具体的業務、業務実績等を評価対象とする。

(2) 評価の方法

センターを取り巻く環境の変化に照らして、センターの使命、使命達成のための任務、任務達成のための方法・手段が適切であるか否かを評価する。

具体的には、業務の内容、実施方法、実績又は期待される成果、推進体制等について、計画、中間、終了段階で評価する。

① 業務終了評価

過去の業務実施結果について、実績内容を評価することにより、今後の業務遂行の参考とする。

② 業務中間評価

実施中の業務について、それまでの成果を評価し、必要に応じて業務内容の変更・修正の助言をする。

③ 業務計画評価

今後行う業務について、技術的可能性や社会的な波及効果などの多様な観点から計画内容を評価する。

(3) 外部評価委員会の開催頻度

原則として毎年行う。

(4) 事務局体制

技術連携部門に外部評価委員会の事務局を置く。

第3 その他

(1) 機密保持

外部評価委員は、評価対象に係る個人情報や企業秘密、知的財産権の保護のため、外部評価委員会で知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。また、県は、評価結果の公開においても、機密保持に関し、必要に応じ適切な配慮を行う。

(2) 結果の活用

評価結果をセンターの業務運営に活かすと共に、評価結果の概要は、インターネット等により一般公開する。

(3) 評価方法の見直し

センターを取り巻く環境の変化に対応して、より適切な評価システムとするために、必要に応じて外部評価の実施方法を見直すものとする。

附 則

この要領は、平成17年8月10日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から適用する。